

四街道市国際交流協会
ボランティア制度運用要綱



四街道市国際交流協会
Yotsukaido Cross-Cultural Association

四街道市国際交流協会ボランティア制度運用要綱

制 定 平 成 2 7 年 5 月 1 6 日

（目的）

第 1 条 この要綱は、ボランティア活動を通じて日本人市民と外国人との相互理解や交流を深め、地域に根ざした国際交流の推進を図るための市民参加による『四街道市国際交流協会ボランティア制度（以下「ボランティア制度」という）』の運用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱における「ボランティア」とは、四街道市国際交流協会（以下「協会」という）が行う事業に対し、自由意志に基づき参加を希望する者として、所定の登録を完了した者（以下「登録者」という）の総称とする。

2 この要綱における「事業」とは、協会及び第 9 条に定める者が主催又は共催する国際交流の推進を目的とする事業とする。

（ボランティアの種類と活動内容）

第 3 条 ボランティアの種類と活動内容は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）通訳・語学ボランティア

日本語以外の通訳・翻訳及び語学指導を行う。ただし、通訳案内、翻訳を業とする者の職域を侵さないものとする。

（2）日本語指導ボランティア

日本語を母語としない市民に対し、日本語指導を行う。

（3）文化ボランティア

趣味、特技、外国生活体験等を生かし、日本を含む世界各国

の文化や歴史の紹介等を行う。

(4) イベント支援ボランティア

第9条に定める者が主催又は共催する事業の運営を支援する。

(5) 災害時支援ボランティア

四街道市内（以下「市内」という）で、地震等の災害が発生した場合、外国市民被災者に対する通訳等の支援を行う。

(6) ホストファミリーボランティア

外国人を家庭に宿泊又は滞在させ、日本の家庭生活を体験する機会を提供して、相互理解と交流を深める。

(登録の要件)

第4条 ボランティアに登録しようとする者は、「ボランティア制度」の趣旨を理解して**事業に積極的に参加を希望する者であって、国籍を問わず、次の要件を満たすものとする。**

- (1) 協会に会員登録し、年会費を納めていること。
- (2) 通訳・語学ボランティア、災害時支援ボランティアについては、外国語について日常会話程度の語学力を有していること。
- (3) 文化ボランティアについては、趣味、特技、外国生活体験等において、文化や歴史等の紹介に支障のない程度の技能や知識を有していること。
- (4) ホストファミリーボランティアについては、原則市内在住で家族全員の同意を得ていること。

2 前項の規程は、協会が行う『リバモア姉妹都市交流事業』には適用しない。

(申込み及び登録)

第5条 ボランティア登録を希望する者は、登録申込み書〔別紙1〕により協会に申込みを行うものとする。

- 2 協会は、前項に規定する申込み書を受理したときは、その内容を審査のうえ、速やかに登録の可否を決定し、その結果を当該申込者に通知するものとする。
- 3 協会は、申込み書の内容をもとに、速やかに登録者名簿を作成し、ボランティアに関する問い合わせがあった場合に情報を提供する。
- 4 登録は、複数の分野にわたって行うことができるものとする。

(登録期間)

第6条 ボランティアの登録期間は、協会及び登録者の双方に異議のない限り、継続されるものとして取扱うものとする。

(登録内容の変更)

- 第7条 登録者は、住所、氏名等に変更があった場合、速やかに協会に通知するものとする。
- 2 協会は、前項の通知を受けた場合、速やかに登録内容を変更するものとする。

(登録の抹消)

- 第8条 協会は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消するものとする。
- (1) 登録者本人から登録取消しの申し出があったとき。
 - (2) 登録者が死亡、連絡不能又は活動不可能になったとき。
 - (3) 登録者として不相当と認められる事由が発生したとき。
 - (4) 会費を期日までに納めなかったとき。

(紹介依頼者の要件等)

第9条 登録者の紹介を依頼することができる者は、次のとおりとし、紹介を依頼できる事業は、原則として市内で開催される国際交流事業とする。

- (1) 国及び地方公共団体並びにその関係機関
 - (2) 営利を目的としない団体及び個人
 - (3) その他、協会会長が特に必要と認める者又は団体
- 2 前項に掲げる者が行う事業であっても、次に掲げる事業については対象としないものとする。
- (1) 営利を目的とする事業
 - (2) 政治又は宗教に関する事業
 - (3) 公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害するおそれのある事業
 - (4) 特定の個人又は団体の利害に著しい影響を及ぼすおそれのある事業

(紹介の方法)

第10条 登録者の紹介を依頼しようとする者(以下「紹介依頼者」という)は、原則として事業実施の1ヶ月前までに、紹介依頼書〔別紙2〕を協会に提出しなければならない。

2 協会は、依頼内容を審査の上、適当と認めた場合は、登録者の中から適当と認める者を、本人の同意を得て、紹介通知書〔別紙3及び3-2〕により紹介依頼者に通知するものとする。

3 協会は、紹介が不可能な場合は、速やかに紹介依頼者に通知するものとする。

4 第2項の通知を受けた紹介依頼者は、事業終了後、速やかに活動報告書〔別紙4〕を協会に提出するものとする。

(紹介の条件)

第11条 紹介依頼者は、登録者の活動が、自由意志に基づいた無報酬の活動であることに鑑み、無理な協力を強いないように、配慮し

なければならない。

- 2 紹介依頼者及び登録者は、活動中又はこれに前後して、事故や約束事項の不履行等により関係者が損害を被らないよう十分に配慮しなければならない。
- 3 登録者は、ボランティア活動に伴う傷害等に備え、四街道市社会福祉協議会ボランティア活動補償制度実施要綱に基づき、四街道市ボランティア活動補償制度（以下「補償制度」という）に加入するものとする。
- 4 日程等、詳細についての連絡は、紹介依頼者の責任において行うものとする。

（報酬及び費用の負担）

第12条 登録者は、原則として無報酬でボランティア活動を行うものとする。

- 2 ボランティア活動にかかる費用の負担は次のとおりとする。

（1）通訳・語学ボランティア及び文化ボランティア

活動に要する材料費等は、紹介依頼者が負担するものとする。ただし、紹介依頼者がボランティア活動に要する交通費等の全額又は一部を負担することを妨げない。

（2）ホストファミリーボランティア

受入れに伴う基本的な費用、ホストファミリーボランティア利用者（以下「利用者」という）の個人的費用は利用者の負担とする。ただし、登録者と利用者の協議により、負担対象や割合を変更することを妨げない。

- 3 前項以外でボランティア活動に必要とする経費の負担については、紹介依頼者と登録者との間で協議して決定する。

- 4 前3項の規定にかかわらず、国際交流行事等の主催者がこれらの費用の全部又は一部を負担することを妨げない。
- 5 協会の主催又は共催する事業については、前4項の規定にかかわらず、その事業の目的に照らして報酬及び費用の負担を決定する。

(危険負担等)

第13条 緊急又は不測の事態発生により登録者が活動不可能となった場合、協会はその賠償の責を負わない。

- 2 協会は、ボランティア活動に伴う登録者又は第三者の傷害等及び紹介依頼者が被った損害について、その賠償の責を負わない。
- 3 紹介依頼者は、万一、登録者又は第三者が、ボランティア活動に伴って、傷害等を被った時は、登録者又は第三者に対し誠意をもってその解決に当たらなければならない。
- 4 登録者は、ボランティア活動を行うに当たり、紹介依頼者と当該活動の内容等について事前に協議をし、意思の疎通を図るものとする。

(秘密の保持)

第14条 登録者及び紹介依頼者は、活動によって知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は目的外に使用してはならない。

(個人情報の取り扱い)

第15条 当協会では取り扱う個人情報は、協会内部での使用に限り、外部流出することのないよう厳重に取り扱わなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成27年5月16日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、当協会のボランティアとしてすでに登録されていた者は、この要綱に基づいて当協会のボランティアとして登録されたものとみなす。